

大分市立小学校給食調理場調理等業務委託

募 集 要 項

大分市教育委員会

1 募集要項等の定義等

大分市教育委員会（以下「市教委」という。）は、「3 業務名及び履行期間」に定める業務を委託する。

受託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用する。

この募集要項は、当該調理等業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものである。

本募集要項に併せて配布する資料（共通仕様書・学校別仕様書・様式集・別表集・書式集等）も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

2 業務内容

共通仕様書及び学校別仕様書のとおり

3 業務名及び履行期間

（1）業務名

【更新校】

- ① 大分市立大道小学校給食調理場調理等業務委託
- ② 大分市立寒田小学校給食調理場調理等業務委託
- ③ 大分市立小佐井小学校給食調理場調理等業務委託

（2）履行期間

令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで

4 参加資格等

(1) 参加資格

応募事業者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- ①大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和56年大分市告示第258号)により小分類「その他」細分類「管理基準給食受託・配食」又は「その他各種業務委託等」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ②これまで、小学校若しくは中学校を対象とした学校給食調理施設における調理業務の受託実績を1年以上有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた同一メニューを1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理施設若しくは健康増進法に規定する特定給食施設における調理業務の実績を1年以上有している者であること。
- ③製造物責任（PL）法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

(2) 参加することのできる業務委託

応募事業者が参加することのできる業務委託は、本募集要項3（1）に掲げる3件の業務委託（以下「全業務委託」という。）の全部又は一部とする。

(3) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募することはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②大分市の指名停止措置を受けている者
- ③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- ④法人税、消費税、地方消費税又は大分市税を滞納している者
- ⑤公告日から過去3年以内に、学校給食調理業務で食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けた者
- ⑥応募事業者の責に帰すべき事由により食品衛生法に規定する営業許可を受けることができない者
- ⑦次のいずれかに該当するとき。
 - ア．役員等（役員、支配人、支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ．役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等をしていると認められるとき。

ウ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ．役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ．役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ．大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示377号）に基づく排除措置期間中であるとき。

（4）参加資格等の確認

応募事業者の確認は、公告日を基準とする。ただし、公告日から契約締結日までに参加資格等を欠くような事態が生じた場合には失格又は受託候補者決定の取消しとする場合がある。

5 受託候補者の選定方法

（1）選定委員会

「大分市学校給食調理等業務受託候補者選定委員会（小学校）（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正かつ公正に「提案書」等の審査、受託候補者の選定を行う。選定委員会の構成は、「大分市学校給食調理等業務受託候補者選定委員会設置要綱」により、別に定める。

（2）審査・選定方法

- ①受託候補者は、選定委員会の審査に基づき、市教委が決定する。
- ②選定委員会において、（3）に示す評価基準により審査し、受託候補者を選定する。
- ③全業務委託のうち、同一の応募事業者が受託候補者として選定される件数は、最大で1件とする。
- ④応募事業者による全ての提案等のうち、応募事業者ごとの評価点を比較し、評価点が最も高い応募事業者を受託候補者（以下「第1受託候補者」という。）として選定する。この場合において、すでに全業務委託のうち1件の業務委託の受託候補者として選定された応募事業者（以下「選定応募事業者」という。）を除くものとする。
- ⑤④により選定した第1受託候補者の次に高い評価点を得た者を次点の受託候補者（以下「第2受託候補者」という。）として選定する。この場合において、第2受託候補者がいない場合は、④に関わらず、選定応募事業者のうち、最も高い評価点を得た者を第2受託候補者とする。契約締結交

渉は、はじめに当該第1受託候補者で行うものとし、第1受託候補者が契約に応じない場合又は受託候補者決定の取消しを受けた場合は、第2受託候補者と交渉を行うものとする。

- ⑥ 全業務委託のうち、選定応募事業者を除き、応募事業者がない業務委託については、③に関わらず、1件を超えて受託することのできる選定応募事業者のうち、最も評価点の高い選定応募事業者を受託候補者として選定するものとする。この場合において、同一の応募事業者が受託候補者として選定される件数は、最大で2件とする。
- ⑦ 評価点が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。
- ⑧ 応募事業者が1者の場合であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該応募事業者を受託候補者として選定する。
- ⑨ ②から⑧に関わらず、(3) 評価基準で定める配点の合計点(200点)に対して、評価点が70%未満(140点未満)の応募事業者を受託候補者として選定しない。
- ⑩ 上記以外の状況が発生した場合は、選定委員会で協議して受託候補者を選定する。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

6 募集等の実施スケジュール(予定)

募集等の実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

スケジュール項目	日程
募集要項等の公表	令和8年 4月 1日(水)
募集要項等に関する説明会	令和8年 4月 6日(月)
現地見学	令和8年 4月 6日(月)
募集要項等に関する質問の受付	令和8年 4月 1日(水)～ 令和8年 4月 8日(水)
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年 4月14日(火)
書類の受付	令和8年 4月14日(火)～ 令和8年 4月22日(水)
書類審査	令和8年 4月22日(水)～ 令和8年 4月28日(火)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年 5月下旬頃
結果の通知	令和8年 6月上旬頃

7 募集要項等の公表

(1) 公表方法

本委託業務に関する募集要項（本書）等の資料は、大分市のホームページにおいて公表することとする。

(2) 公表書類

- ①募集要項
- ②共通仕様書
- ③学校別仕様書
- ④評価基準
- ⑤参加表明書兼参加資格審査申請書等提出要領
- ⑥様式集
- ⑦別表集
- ⑧書式集
- ⑨学校給食異物混入時の対応マニュアル
- ⑩大分市立学校給食アレルギー対応マニュアル（抜粋）

※なお、上記書類が必要な場合は、各自、大分市のホームページよりダウンロードすること。

8 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 令和8年4月6日（月） 10時00分から

(2) 場 所 大分市学校給食西部共同調理場

(3) 所在地 大分市大字光吉467番地の12

(4) 留意事項

①説明会参加希望者は、令和8年4月3日（金）12時00分（正午）までに、法人名、参加者氏名、現地見学希望校および当日連絡先を体育保健課（電話 097-585-5146、FAX097-538-4800）へ電話または FAX で連絡すること。

②説明会では募集要項等の配布はしないので、各自持参すること。

③参加人数は、1事業者につき2名までとする。

(5) その他 説明会の後、現地見学を実施する。

9 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受付、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式6）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和8年4月8日(水)午後5時15分まで

(3) 回答期日

令和8年4月14日(火)

(4) 電子メールアドレス

kyushoku-shidou@city.oita.oita.jp

(5) 質問及び回答の公開

募集要項等に関する質問及び回答は大分市ホームページにて公開する。

10 書類の受付等

応募事業者は、次により提出すること。

(1) 受付(提出)期間

令和8年4月14日(火)～令和8年4月22日(水)

(土曜・日曜・祝日を除く。受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで)

(2) 提出書類

- ①参加表明書兼参加資格審査申請書等(様式1-1、1-2、2)
- ②提案書(様式8-1、8-2、8-3)
- ③見積書(様式9)
- ④調理業務実績(様式3)
- ⑤会社概要(パンフレット等含む)、経営状況についての調査表(様式4)、財務諸表類
- ⑥その他申請書等提出要領に記載された提出書類

上記①～⑥を、様式5(申請書書類チェックリスト)を先頭にチェックリスト順にA4版フラットファイル1冊に編冊の上提出すること。なお、ファイルの表紙及び背表紙に「業務委託名、事業者名」を記載した表紙を付けること。

(3) 提出書類詳細内容

- ①参加表明書兼参加資格審査申請書等(様式1-1、1-2、2)

参加表明書兼参加資格審査申請書等提出要領による。

- ②提案書(様式8-1、8-2、8-3)

ア. 書式

- (ア) A4版用紙、横書き及び左綴じとすること。
- (イ) 評価基準の注意事項に従って記載すること。

イ. 無効(失格)となる提案書

- (ア) 提出方法、提出先又は提出期限のいずれかに適合しないもの
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

③見積書（様式9）

ア. 見積額は履行期間について下表の金額の範囲内であること。

業務委託名	上限金額（円） (消費税及び地方消費税を含む)
大分市立大道小学校給食調理場調理等業務委託	87,859,200円
大分市立寒田小学校給食調理場調理等業務委託	63,805,500円
大分市立小佐井小学校給食調理場調理等業務委託	72,408,600円

イ. 見積書には、契約希望金額の110分の100の金額をそれぞれ記載すること。

ウ. 共通仕様書、学校別仕様書に基づき作成すること。

エ. 見積書（様式9）を先頭に、業務委託ごと及び年度ごとに人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等の詳細な積算内容を記載した積算内容書を添付すること。

オ. 見積書に押印する印鑑は、大分市に届出している使用印とする（副本はコピー可）。

カ. 見積内容は提案書等と同一のものとし、違うものは認めない。

キ. 見積額が「ア」の上限金額を超えている場合又は異常に少ないなど、本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

④調理業務実績（様式3）

募集要項4参加資格等（1）参加資格②の確認ができること。なお、調理業務実績が多い場合は、複数枚になってもよい。

⑤会社概要（様式4関係）

経営状況についての調査表（様式4）、会社の沿革（設立から現在に至るまでの経緯）、会社の組織（支店、営業所、事務所及び組織図）及び直前3期分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）

なお、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とし、編冊に含めること。

(4) 提出部数

15部（正本1部・副本14部）

(5) 提出先

大分市荷揚町2番31号 第2庁舎4階
大分市教育委員会 体育保健課

(6) 提出方法

持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

(7) 参加辞退届

参加表明書兼参加資格審査申請書の提出後に辞退をする場合は、令和8年5月7日（木）までに参加辞退届（様式7）を提出すること。

11 書類審査

提出書類について書面による審査を行います。

結果通知発送予定月日 令和8年4月30日（木）

12 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、契約希望する業務委託に共通する内容について、次のとおり行う。

(1) 実施日時

令和8年5月下旬頃（予定）※別途通知する。

(2) 場所

別途通知する。

(3) 実施時間

25分程度（プレゼンテーション10分以内、ヒアリング質疑応答15分程度）

なお、参加者数により、実施時間を短縮する場合がある。

※準備・撤収は、約10分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

5名までとする。業務委託の業務責任者として配置予定の者1名（以下「予定業務責任者」という。）の出席は、必須とする。ただし、出席できない特段の理由があるときは、市教委の許可を受けるものとする。なお、出席者名簿を指定する日までに提出することとし、予定業務責任者の資格（従事実績、栄養士免許等）が確認できる書類を添付すること。

(5) プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。また、スクリーンは市教委で準備するが、機器等を使用する場合は電源等につき、事前に市教委と打合せること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

書類の受付順とする。辞退が出た場合は、順次繰上げる等の方法により対処する。また、プレゼンテーションについては、「評価基準」の評価項目の順に沿った内容とすること。

13 提案書等に関する条件

(1) 委託料等に関する条件

①受注者は、令和8年8月分から毎月10日（その日が閉庁日のときには翌開庁日）までに、前月分の委託業務完了届を市教委に提出する。

②委託料は、令和8年8月分から初回として支払う。受注者は、市教委から業務委託の完了を確認した旨の通知を受けたときは、当該月分の委託料を市教委に請求することができる。市教委は、所定の当該支払請求書を受理した日から

30日以内に委託料を支払う。

なお、市教委が受注者に支払う各月の委託料の額は、学校ごとの委託料の総額を36ヶ月で均等に分割した額とする。この場合、各月の委託料は十円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は最終の請求における請求額に加える。

③給食実施回数増減による支払額の変更は行わない。ただし、予定調理食数と実際の食数が著しく異なった場合や、履行期間内に給食施設改修工事等の必要性が生じた場合は、市教委と受注者が協議の上、委託料の額の変更をすることができる。

④上記③に規定するほか、受注者の責めに帰すべき理由により給食を実施する日の調理食数が予定調理食数の2分の1未満になった場合(以下「減食実施日」という。)は、契約金額を予定給食実施日数で除して得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)に当該減食実施日数を乗じて得た額を、各月の請求額から減じるものとする。

(2) リスク分担方針

業務委託契約締結後の市教委と受注者の主なリスク分担方針は、次のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市教委	受注者
調理等業務の中止・延期に関するリスク	受注者の業務放棄、破綻		○
許認可リスク	調理等業務の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	調理等業務内容の変更		○
運営費上昇リスク	食数の著しい増加以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	受注者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	受注者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

(3) 遵守法令等

- ①法令・・・学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- ②要綱等・・・学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

14 業務委託実施に関する事項

(1) 業務委託の履行が困難となった場合

- ①市教委は、受注者の事情により、本業務委託の履行が困難となった場合に、履行保証人等に対し、本業務委託の実施を求めることができる。
- ②履行保証人等は、前項の規定による本業務委託の実施の請求があったときは、受注者に代わって本業務委託を実施しなければならない。

(2) 市教委による本業務委託の実施状況の監視

市教委は、業務内容を確認するため、本業務委託の実施状況の監視を次のとおり実施する。

①モニタリング

市教委は、受注者が提供する業務内容及び雇用状況等の把握を目的に、定期又は随時に監視する。また、報告書等の提出を求めることができる。

②支払の減額等

仕様書等で定められた業務内容水準を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

15 現地見学について

現地見学を次のとおり実施する。

学校名	日 時
寒田小学校	令和 8 年 4 月 6 日 (月) 11 時 00 分～11 時 30 分
大道小学校	令和 8 年 4 月 6 日 (月) 13 時 30 分～14 時 00 分
小佐井小学校	令和 8 年 4 月 6 日 (月) 14 時 40 分～15 時 10 分

※注意事項

- ①現地見学を希望する参加者は2名までとし、4月3日（金）12：00 までに見学参加者名、見学希望の学校名を明記した現地見学申込書（任意様式）及び過去1カ月以内の検便検査報告書（写し可）を提出すること。
- ②現地見学を希望する参加者は、白衣・調理用帽子・履物・履物カバーを準備すること。
- ③写真撮影可能
- ④現地見学において質疑がある場合は、9の方法により質問すること。現地での質疑の受付及び回答は行わない。
- ⑤各学校集合とし、学校間の移動は各参加者で対応すること。
- ⑥当日は、図面等は配布しない。
- ⑦一部の学校のみ見学する場合は、その旨を申込書に記載すること。
- ⑧時間は前後することがある。また、現地見学希望のない学校があれば、日時を繰り上げることがある。

16 留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

採用した提案書等の著作権は市教委に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は原則として、書類の作成者に帰属する。

(5) 情報公開

提出された企画提案書は、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には原則公開とする。

(6) 提出書類の取扱い

提出書類について、受付期限後は訂正、差替え等はできないものとし、提出時に返却を希望した場合に限り、正本1部を除き返却することとする。

(7) 資料の取扱い

提出書類作成に伴い市教委より受領した資料は、市教委の了解なく、公表若しくは第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(8) 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ①書類の提出方法、提出先又は提出期限のいずれかに適合しない場合
- ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合

(9) その他

- ①予定業務責任者の変更については市教委に届出をし、承認を得るものとする。
この場合、新たな業務責任者は、共通仕様書に記載している業務責任者の条件を満たすものであること。
- ②提案書に記載する内容は、履行可能な内容に限る。
- ③受託候補者決定後、応募事業者名を公表する。
- ④選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリングに参加しない場合は失格とする。
- ⑥募集要項等に記載のない不測の事態については、体育保健課と協議のうえ対応すること。

(10) 事務局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 第2庁舎4階

大分市教育委員会 体育保健課

TEL 097-585-5146 FAX 097-538-4800

電子メールアドレス kyushoku-shidou@city.oita.oita.jp